

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案  
 新旧対照条文 目次

○	奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）（抄）（第一条関係）	1
○	地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（抄）（第二条関係）	4
○	介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）（第三条関係）	5
○	総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）（第四条関係）	6
○	財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）（抄）（第五条関係）	8
○	農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）（抄）（第六条関係）	9
○	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（第七条関係）	11

改正案	現行
<p>（交付金事業計画の事業）</p> <p>第一条の二 法第八条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 地域の観光資源となる奄美群島固有の野生動植物の保護及び外来生物による当該野生動植物に係る被害の防止に関する事業</p> <p>七 （略）</p> <p>八 奄美群島の児童、生徒等に対して行われる郷土の現状と歴史に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）の実施に関する事業</p> <p>九 奄美群島において伝承されてきた文化的所産の保存及び活用並びに当該文化的所産の担い手の育成に関する事業</p> <p>十 奄美群島へ移住しようとする者のための住宅の流通の円滑化に必要な環境の整備に関する事業</p> <p>十一 前各号に掲げるもののほか、法第八条第一項各号に掲げる事業で国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が当該事業を所管する大臣と協議して指定する事業</p> <p>（診療所の設置等に係る費用の範囲）</p> <p>第二条 法第二十一条第五項の規定による補助は、同項に規定する事業につき鹿児島県が支弁する費用の額から当該事業の実施に伴う収入の額を控除した額を基準として、厚生労働大臣が定めるところにより算定した額について行うものとする。</p>	<p>（交付金事業計画の事業）</p> <p>第一条の二 法第八条第二項第一号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>六 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事業で国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が当該事業を所管する大臣と協議して指定する事業</p> <p>（診療所の設置等に係る費用の範囲）</p> <p>第二条 法第二十二条第五項の規定による補助は、同項に規定する事業につき鹿児島県が支弁する費用の額から当該事業の実施に伴う収入の額を控除した額を基準として、厚生労働大臣が定めるところにより算定した額について行うものとする。</p>

(小口の事業資金以外の事業資金の貸付けの対象)

第八条 法第五十二条第一項第三号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第百九号)第二十一条第一号に規定する施設において分蜜糖を製造する事業

二 次に掲げる事業であつて、独立行政法人奄美群島振興開発基金(以下「基金」という。)が銀行その他の金融機関とともに当該事業に係る事業資金の貸付け(その金額が銀行その他の金融機関の当該事業に係る事業資金の貸付けの金額の最高額を超えないものに限る。)を行わなければ、必要な資金の調達が困難なもの

イ 農産物又は水産物の処理、貯蔵又は加工の用に供する施設であつて、農業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人の共同利用に供するものの整備に関する事業

ロ 畜舎又は堆肥舎の整備に関する事業

ハ 酒税法(昭和二十八年法律第六号)第三条第十号に規定する単式蒸留焼酎(同号二に掲げるものに限る。)の製造の用に供する施設の整備に関する事業

ニ 観光旅客の利用に供される教養文化施設、休養施設、販売施設又は宿泊施設の整備に関する事業

(毎事業年度において国庫等に納付すべき額の算定方法)

第十条 (略)

2 基金は、毎事業年度において国庫等に納付すべき額を法第五十四条第一項の規定により読み替えて適用する通則法第四十四条第一項ただし書の規定により国庫及び基金に出資した地方公共団体に納付しようとするときは、当該毎事業年度において国庫等に納

(小口の事業資金以外の事業資金の貸付けの対象)

第八条 法第五十二条第三号に規定する政令で定める事業は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第百九号)第二十一条第一号に規定する施設において分蜜糖を製造する事業とする。

(新設)

(新設)

(毎事業年度において国庫等に納付すべき額の算定方法)

第十条 (略)

2 独立行政法人奄美群島振興開発基金(以下「基金」という。)は、毎事業年度において国庫等に納付すべき額を法第五十四条第一項の規定により読み替えて適用する通則法第四十四条第一項ただし書の規定により国庫及び基金に出資した地方公共団体に納付

3  
(略)

付すべき額を政府及び当該地方公共団体からの出資金の額に応じて按分するものとする。

3  
(略)

しよとするときは、当該毎事業年度において国庫等に納付すべき額を政府及び当該地方公共団体からの出資金の額に応じて按分するものとする。

改正案	現行
<p>（特定の資金の種類）            第七条 法第五条の第三項に規定する政令で定める公的資金は、次に掲げる資金とする。</p> <p>一 財政融資資金（地方公共団体が次に掲げる者に対して、それぞれ次に定める費用に充てるため、貸付けを行う場合に必要となる資金を除く。）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 独立行政法人奄美群島振興開発基金 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十二条第一項第二号又は第三号に掲げる業務に要する費用</p> <p>二（略）</p>	<p>（特定の資金の種類）            第七条 法第五条の第三項に規定する政令で定める公的資金は、次に掲げる資金とする。</p> <p>一 財政融資資金（地方公共団体が次に掲げる者に対して、それぞれ次に定める費用に充てるため、貸付けを行う場合に必要となる資金を除く。）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 独立行政法人奄美群島振興開発基金 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十二条第二号又は第三号に掲げる業務に要する費用</p> <p>二（略）</p>

○ 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第百六条ただし書の政令で定める規定等） 第三十七条 法第百六条ただし書の政令で定める規定は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 十三 （略）</p> <p>十四 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の規定（同法第二十一条第一号に限る。）</p> <p>十五 三十三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（法第百六条ただし書の政令で定める規定等） 第三十七条 法第百六条ただし書の政令で定める規定は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 十三 （略）</p> <p>十四 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の規定（同法第二十二條第一号に限る。）</p> <p>十五 三十三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案				現行			
<p>附則 （自治行政局の所掌事務の特例） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>							
期 限	（削る）	（略）	（略）	期 限	令和六年三月三十一日	（略）	（略）
事 務	（削る）	（略）	（略）	事 務	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をい	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（略）	（略）	（新設）	（略）	（略）	（略）
期 限	令和十一年三月三十一日	（略）	（略）	期 限	令和九年三月三十一日	（略）	（略）
事 務	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をい	（略）	（略）	事 務	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をい う。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進 に關すること。	（略）	（略）

(略)	令和十三年三月三十一日	
(略)	(略)	う。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(略)	令和十三年三月三十一日	
(略)	(略)	



改正案	現行
<p>附則 （大臣官房の所掌事務の特例） 第二条（略）</p> <p>2 大臣官房は、第三条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、令和十一年三月三十一日までの間、独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する事務をつかさどる。</p> <p>3～6（略）</p> <p>（大臣官房政策金融課の所掌事務の特例） 第四条 大臣官房政策金融課は、第十九条各号に掲げる事務のほか、令和十一年三月三十一日までの間、附則第二条第二項に規定する事務をつかさどる。</p>	<p>附則 （大臣官房の所掌事務の特例） 第二条（略）</p> <p>2 大臣官房は、第三条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、令和六年三月三十一日までの間、独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する事務をつかさどる。</p> <p>3～6（略）</p> <p>（大臣官房政策金融課の所掌事務の特例） 第四条 大臣官房政策金融課は、第十九条各号に掲げる事務のほか、令和六年三月三十一日までの間、附則第二条第二項に規定する事務をつかさどる。</p>

○ 農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案				現行			
<p>附則 （農村振興局の所掌事務の特例） 第五条 農村振興局は、第九条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>							
期 限	（削る） 令和九年三月三十一日	（略）	（略）	期 限	（削る） 令和六年三月三十一日	（略）	（略）
事 務	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進	事 務	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進
期 限	（新設） 令和十一年三月三十一日	（略）	（略）	期 限	（新設） 令和九年三月三十一日	（略）	（略）
事 務	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進	事 務	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進

(略)	令和十三年三月三十一日	に関すること。
(略)	(略)	

(略)	令和十三年三月三十一日	
(略)	(略)	

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
附則 （国土政策局の所掌事務の特例） 第二条 国土政策局は、第五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。		附則 （国土政策局の所掌事務の特例） 第二条 国土政策局は、第五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。	
期限	（削る）	期限	令和六年三月三十一日
事務	<p style="text-align: center;">（削る）</p>	事務	<p>奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。以下同じ。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第五条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。以下同じ。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</p> <p>独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。</p>

	(略)	令和九年三月三十一日	
(削る)	(略)	(略)	<p>奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島をいう。附則第十条第一号において同じ。)</p> <p>の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。</p> <p>奄美群島振興開発計画(奄美群島振興開発特別措置法第五条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。附則第十条第二号において同じ。)</p> <p>に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に關すること。</p> <p>独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に關すること。</p>

	(略)	令和九年三月三十一日	(新設)
小笠原諸島(小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島をいう。以下同じ。)	(略)	(略)	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

令和十三年三月三十一日	(略)	小笠原諸島(小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島をいう。附則第十条第四号において同じ。)の総合的な振興及び開発に関すること。
(略)	(略)	

(国土政策局離島振興課等の設置期間の特例)  
 第六条 (略)  
 2 国土政策局特別地域振興官は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

(国土政策局特別地域振興官の職務の特例)  
 第十条 国土政策局特別地域振興官は、第六十九条各号に掲げる事務のほか、令和十一年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 奄美群島の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。  
 二 奄美群島振興開発計画に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。  
 三 独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。  
 四 小笠原諸島の総合的な振興及び開発に関すること。

令和十三年三月三十一日	(略)	(新設)
(略)	(略)	

(国土政策局離島振興課等の設置期間の特例)  
 第六条 (略)  
 2 国土政策局特別地域振興官は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

(国土政策局特別地域振興官の職務の特例)  
 第十条 国土政策局特別地域振興官は、第六十九条各号に掲げる事務のほか、令和六年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 奄美群島の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。  
 二 奄美群島振興開発計画に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。  
 三 独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。  
 四 小笠原諸島の総合的な振興及び開発に関すること。